

委員会提出決議案第4号

議案第62号平成27年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議について

地方自治法第109条第6項の規定により、議案第62号平成27年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

平成28年9月28日提出

提出者 一般会計予算決算常任委員長 伊藤 實

議案第62号平成27年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議

本議会は、議案第62号平成27年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対し、下記のとおり決議する。

記

このたびの決算審査に当たって、「事務事業の目的が明確でない」、「手段と目的を混同している」、「効果の検証が十分でない」、「事務事業評価の対応がまちまちである」など事務事業評価制度が有効に活用されていない事例が多く見られた。

については、事務事業評価制度の統一的な運用を徹底するとともに、各部署が行っている事務事業が本当に市民のためになっているのか今一度検証し、本市の総合計画が目指す「活力ある住みよき創造都市」の実現に結び付くよう、全職員がスピード感を持ち一丸となって取り組むこと。

平成 年 月 日

山陽小野田市議会